

令和6年4月10日

保護者 様

さいたま市教育委員会  
さいたま市立東大成小学校長

気象警報の発表に伴うさいたま市立学校の一斉臨時休業の  
基準について(お知らせ)

日頃から本校の教育活動について、御理解と御協力をいただきありがとうございます。さて、さいたま市教育委員会では、昨今の風水害による甚大な被害が発生していることに鑑み、標記基準を下記のとおり策定しております。これは、今後、台風等の気象状況により本市域全体に重大な災害が発生する恐れが生じた際に、児童生徒の安全確保に向け、市として統一した対応が取れるよう、判断基準を設けたものです。

つきましては、下記の内容を御確認いただき、御理解、御対応いただくようお願いいたします。

記

1 一斉臨時休業の基準

対象とする気象警報		判断基準及び対応
熊谷地方気象台が発表する本市域を対象とした気象警報のうち右に該当するもの	特別警報 (大雨・暴風・ 暴風雪・大雪)	<b>午前6時</b> の時点で ・左の気象警報の1つ以上が発表継続中の場合、 又は ・午前9時までに左の気象警報級の現象となる予想が示されている場合、 その日を一斉臨時休業とする。
	暴風警報	
	暴風雪警報	

2 一斉臨時休業を行う場合の連絡方法

- (1) 午前6時時点で上記判断基準に該当している場合、教育委員会から速やかに学校安心メール全登録者へ、連絡メールを配信します。
- (2) 学校安心メールに登録されていない保護者の方には、学校から連絡いたします。
- (3) その他、必要に応じて、学校から学校安心メール等で情報をお伝えいたします。

3 その他

- (1) 一斉臨時休業を決定した後、当日天候が回復しても、学校施設や通学路の安全確認等が必要であることを踏まえ、登校時刻を繰り下げて授業を実施することはいたしません。
- (2) 上記判断基準に該当しない場合においても、校区内の状況等により、児童生徒の安全確保のため、校長判断で「臨時休業」「登校を遅らせる」等の対応をとることがあります。

担当 教頭 大森龍一郎  
電話 663-3210

〈一斉臨時休業の基準についての問い合わせ〉  
さいたま市教育委員会 健康教育課  
電話 829-1679